I 福岡市男女共同参画基本計画(第3次)の概要及び進行管理・評価の方法

#### Ⅰ-1 福岡市男女共同参画基本計画(第3次)の概要

#### (1) 「男女共同参画基本計画」策定の経緯

本市では、平成元年に策定した「ふくおか女性プラン」に引き続き、平成7年に「ふくおか男女共同参画プラン」を策定した。

平成16年4月1日に「福岡市男女共同参画を推進する条例」を施行したことに伴い、同条例第11条に基づき、平成18年3月、同プランに代わり、「福岡市男女共同参画基本計画」(以下「基本計画」という。)を策定、平成23年2月に基本計画(第2次)を策定し、諸施策を推進してきたが、さらなる男女共同参画社会の形成に向けて、平成28年3月に基本計画(第3次)を策定した。

#### (2) 基本計画(第3次)策定の目的

男女が、互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわりなく、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現を目指し、「福岡市男女共同参画を推進する条例」に規定する5つの基本理念に基づき、福岡市の男女共同参画の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施することを目的としている。

「福岡市男女共同参画を推進する条例」 5つの「基本理念」

- 男女の人権の尊重
- 社会における制度又は慣行についての配慮
- 政策等の立案及び決定への男女共同参画
- 家庭生活における活動とほかの活動の両立
- 国際的協調

#### (3) 基本計画(第3次)の計画期間

平成28年度(2016年度)から令和2年度(2020年度)までの5年間。

#### (4) 基本計画(第3次)の体系

本計画では、本市と市民が共に目指すべき社会の姿として6つの「基本目標」を掲げ、その目標を達成するため、今後、取り組むべき基本的な「施策の方向」を明らかにし、その方向に沿って、本市が5年間に取り組む「具体的施策」を示している。

また、基本目標2の「配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護」の部分をDV 防止法に基づく市町村基本計画に、基本目標3と4の部分を女性活躍推進法に基づく 市町村推進計画に位置づけている。

#### ・ 6 つの「基本目標」 ――

- 1 男女平等意識が浸透した社会を目指します
- 2 女性への暴力が根絶され、男女の人権が尊重されるとともに、誰もが安心して暮らせる社会を目指します
- 3 仕事と生活の調和を実現できる社会を目指します
- 4 働く場において男女が対等に参画し、女性が活躍できる社会を目指します
- 5 政策・方針決定過程に男女が共に参画できる社会を目指します
- 6 地域において男女が共に支えあい、安全・安心で住みよい地域社会を目指します

#### (5) 基本計画(第3次)数値目標

	数値目標		目標値 (令和2年度)
1.	社会全体で見た場合の男女の地位の平等感	全体	30%
2.	固定的性別役割分担意識の解消度		75%
			70%
3.	福岡市の企業における女性管理職比率	12%	
4.	福岡市役所における女性管理職比率	15%程度	
5.	福岡市の審議会等委員への女性の参画率	40%	
	女性委員のいない審議会等の数	0	

## 福岡市男女共同参画基本計画(第3次)

# 計画の体系図

#### 基本目標

男女平等意識 が浸透した社 会を目指しま す

女性への暴力

が根絶され、

男女の人権が

尊重されると

ともに、誰も

が安心して暮

らせる社会を

目指します

#### 施策の方向

男女平等教育の推進

- 男女共同参画推進セ ンターを中心とした 啓発・学習の全市的 展開
- 市民等との連携・共働 の推進
- 4 国際理解・交流の推進

#### 具体的施策

- (1) 学校教育における男女平等教育の推進
- (2) 教育に携わる者への研修の充実
- (3) 男女共同参画推進センターにおける取組の推進
- (4) 拠点施設としての支援の充実
- (5) 区役所、人権啓発センターにおける取組の推進
- (6) 公民館における取組の推進
- (7) 男女共同参画に関する調査・研究
- (8) 男女共同参画に関する広報と情報提供
- (9) 市民団体、NPO、自治協議会等との連携・共働
- (10) 大学との連携
- (11) 報道機関との連携
- (12) 男女平等に関する国際理解の推進
- (13) 在住外国人女性への支援

### 福岡市DV対策基本計画

配偶者等からの暴 力の防止及び被害 🗊 者の保護



- (14) 配偶者等からの暴力防止に向けた意識啓発
- (15) 相談体制の充実
- (16) 保護体制の充実
- (17) 被害者の自立のための支援
- (18) 関係団体との連携
- セクシュアル・ハラ スメント等及び性犯 罪の防止
- (19) セクシュアル・ハラスメント等の防止に向け た広報・啓発
- (20) 市職員のセクシュアル・ハラスメントの防止
- (21) 教育現場におけるセクシュアル・ハラスメ ントの防止
- (22) 相談の充実
- (23) 性犯罪被害の防止及び犯罪被害者への支援
- 生涯にわたる健康支援
- (24) 青少年に対する支援、意識啓発
- (25) 母性の社会的重要性に関する認識の浸透
- (26) 妊娠・出産に関する健康管理の支援
- (27) ライフステージに応じた心身の健康管理の支援
- 貧困、高齢、障がい等 により困難を抱えた
- 女性等が安心して暮 らせる環境の整備
- (28) ひとり親家庭等への支援の充実
- (29) 高齢者、障がい者等が安心して暮らすため の支援
- (30) 経済的な困難を抱えた人の自立支援

# 基本目標ク

基本目標

#### 基本目標

#### 施策の方向

#### 具体的施策

#### 福岡市働く女性の活躍推進計画

仕事と生活の 調和を実現で きる社会を目 指します

仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・ バランス)の推進



男性の家庭・地域 への参画促進



子育て・介護支援



の充実



働く場におい て男女が対等 に参画し、女 性が活躍でき る社会を目指 します

企業における女性 活躍推進の支援



働く女性への支援 国



女性の就業・起業 支援



(31) 企業等への啓発及び取組支援

(32) 育児・介護休業制度等に関する広報と情報提供

(33) 仕事と生活の調和のとれた生き方の普及

(34) 市役所における意識啓発

(35) 男性への意識啓発と、家庭生活や地域活動 への参画促進

(36) 生活的自立のための様々な学習機会の提供

(37) 男性相談の充実

(38) 多様なニーズに対応した保育サービス等の充実

(39) 子育て支援の充実

(40) 介護支援の充実

(41) 企業等への啓発

(42) 企業の女性活躍推進の取組支援

(43) 働く女性の能力向上、キャリアアップ支援

(44) 働く女性への労働に関する広報と情報提供

(45) 相談の充実

(46) 就業意識の啓発と職業能力の向上

(47) 女性の起業支援

(48) 再就職の支援

本目標5

本

目標4

政策・方針決 定過程に男女 が共に参画で きる社会を目 指します

市の政策・方針 決定過程への 女性の参画促進



あらゆる分野の意思決 2 定過程への女性の参画 促進

(49) 審議会等への女性の参画促進

(50) 市役所における男女共同参画の推進

(51) 企業における女性の参画促進

(52) 農林水産業の分野における女性の参画促進

(53) 地域における女性の参画促進

地域において 男女が共に支 えあい、安全・ 安心で住みよ い地域社会を 目指します

地域における男女 共同参画意識の浸 透と活動支援



|地域活動の方針決 定過程への女性の

重 参画促進



男女共同参画の視点に 立った地域防災の推進 (54) 地域の主体性を尊重した男女共同参画の推進 と男女共同参画協議会等の活動支援

(55) 自治協議会等を中心とした男女共同参画意 識の浸透

(56) 自治協議会等への女性役員の参画促進

(57) 地域の女性リーダー育成と活躍支援

(58) 市民への意識啓発

📵 は重点的に取り組む施策

#### I-2 男女共同参画基本計画(第3次)の進行管理・実施状況評価の方法

#### (1) 進行管理・実施状況評価の考え方

#### ① 目 的

福岡市男女共同参画基本計画(第3次)(計画期間:平成28年度から令和2年度)の進捗状況を確実に把握し、その評価を行うことにより、計画の実効性を確保し、評価を次年度以降の施策に反映させ、男女共同参画社会の実現に向けた諸施策を推進する。

#### ② 評価の対象及び方法等

#### 【評価の対象等】

	刀刈家等】 【				
区 分	対 象	評価者	摘 要		
一般評価	一般評価事業 事業実施担当課が 実施する各事業	事業実施担当課 毎年度、「達成度」について自己評価を実施 審議会に報告 次年度以降の事業に反映	【判定区分】		
重点評価	重点評価項目 重点的に取り組む 施策(6項目)	審議会 毎年度、継続的に評価を実施	【判定区分】 〈達成状況〉 ・順調 ・おおむね順調 ・やや遅れている ・遅れている ・重点評価項目に該当する事業の実施状況について、達成状況の判定とともに、審議会での主な意見を記載。		
総合評価	基本目標 基本計画(第3次) に規定する6つの 基本目標	審議会 全ての評価内容を踏まえ、次期計画策定過程で評価を実施(令和2年度) ・ 第4次基本計画に反映			

#### 【評価の方法】

#### ① 評価

審議会において、重点評価項目ごとに評価を行う。評価は、事務局(男女共同参画課)が重点評価項目の進捗状況を把握し、作成した進行管理票により行う。

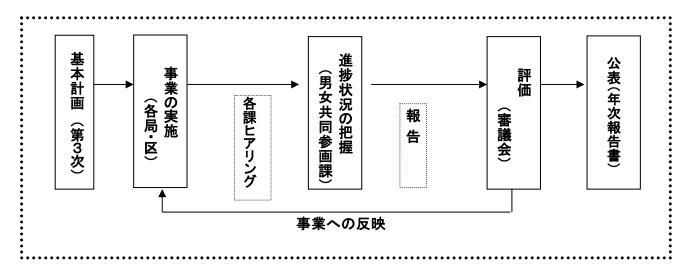
#### ② 審議会への事業実施担当課の出席

重点評価項目の審議において、事業実施担当課が出席する。

#### ③ 公表

施策の実施状況及びその評価内容について、年次報告書を作成し、事業の実施状況に関する評価の結果を次年度の事業に反映するとともに、市民に公表する。

#### (2) 進行管理・評価の流れ



#### 〈参考〉

#### 福岡市男女共同参画を推進する条例

第12条:「市長は、毎年1回、男女共同参画の推進に関する施策の実施状況及び

その評価について報告書を作成し、これを公表するものとする。」

第28条:「審議会は次に掲げる事務を行う。」

第2号:「男女共同参画の推進に関し必要と認められる事項について調査審議し、

市長に意見を述べること。」

# I-3 審議会日程

開催日	会 議	審議項目
7/30 (木)	第8期第7回審議会	福岡市男女共同参画基本計画(第3次)の令和元年度実施 状況に対する評価について 福岡市男女共同参画基本計画(第3次)の総合評価につい て 〇男女平等教育の推進 〇配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護
		○仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進 ○働く場での女性活躍の推進 ○市の政策・方針決定過程への女性の参画促進 ○地域における女性リーダー育成と男女共同参画の推進